

議案第10号

狭山市立図書館設置条例の一部を改正する条例

狭山市立図書館設置条例（昭和56年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第3条中「図書館」の次に「（第7条第1項に規定する指定管理者に管理を行わせる図書館を除く。）」を加える。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

平成28年2月24日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

狭山市立狭山台図書館の管理を指定管理者に行わせるため、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。